

PCB 使用機器に関する調査票

<調査にあたっての留意点>

- ◆ 使用中の設備は接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査は電気工事業者や専門の調査会社、電気主任技術者（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）等に必ずご相談ください。
- ◆ PCB使用の有無は、機器の型式や製造年月等により判別が可能です。
- ◆ 建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

<調査対象建物について>

- 本調査票は、1977年(昭和52年)3月以前に建設された事業用建物（居宅以外の建物）の所有者にお送りしています。
- 貴社（貴殿）が愛知県内に所有する対象の建物すべてについてご回答ください。（対象となる建物は回答用紙に記載しております）
- 回答用紙に記載のない1977年(昭和52年)3月以前に建てられた事業用建物を愛知県内に所有している場合もあわせて調査いただき、空きの回答欄に記入をお願いいたします。

<対象物件における注意事項>

- 調査対象の建物は本書が届いた住所・建物ではない可能性があります。
- 建物住所や地番は完全一致しない場合がありますので、目安としてください。
- 建物を解体済、譲渡や売買した、対象の建物がない、照明器具が設置されていないなどといった場合についても、ご面倒ではございますが、回答票に記載の上、ご返信をお願いいたします。（回答をいただけない場合、督促のご連絡をすることがあります）
- 対象の物件を別の方に貸しているという場合も本調査にご回答ください。（借主から回答されても結構です）
- 所有者ご本人が調査不可能である場合は、身近な方や関係者が代理でご回答をお願いいたします。

※ 回答は同封の回答用紙に御記入ください。

安定器に関する調査票

設問 1 所有物件の建築時期について

●所有している建物の建築時期は1977年（昭和52年）3月以前である。

※1977年（昭和52年）3月以前に建築された建物には、PCB（毒性のある油）が使用された安定器が使用されている可能性があります。

は い → 設問 2 へ

い い え → 設問 5 へ

解体済み（既に存在しない、別の建物に建替え等） → 設問 5 へ

設問 2 所有物件の用途について

●設問 1 で「はい」と回答した物件は事業用建物（居宅以外の建物）である。

※1977年（昭和52年）3月以前に建築された事業用建物や、アパート・マンション等の共同住宅の共用部分などに使用された事業用照明器具には、PCBが使用された安定器が設置されている可能性があります。

は い → 設問 3 へ

い い え → 設問 5 へ

設問 3 照明器具の交換について

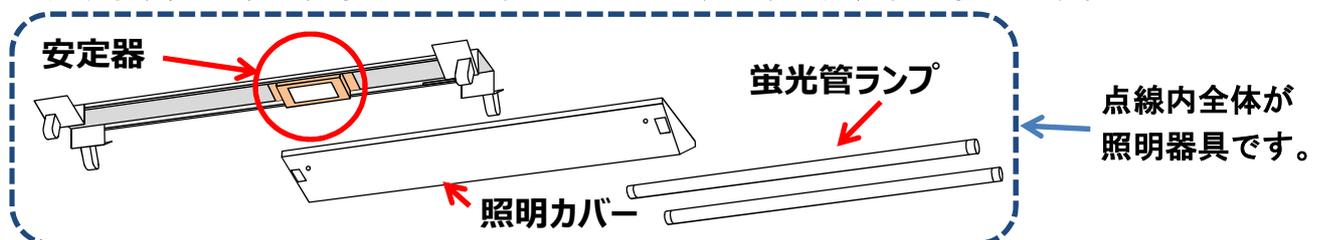
●設問 2 で「はい」と回答した物件は、1977年（昭和52年）4月以降に、全ての照明器具を「交換し、処分」している。（全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください。）

は い → 設問 5 へ

い い え → 設問 4 へ

不 明 → 設問 4 へ

※照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



設問4 照明器具安定器のPCB使用について

●設問3で「いいえ」または「不明」と回答した建物には、PCB使用安定器を保管または設置している。

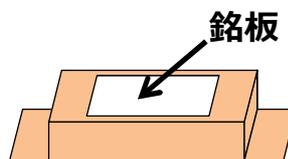
※使用中の設備は接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査は電気工事業者や専門の調査会社（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に必ずご相談ください。

※設問3で「いいえ」または「不明」と回答した建物については、PCBが使用されている安定器が設置または保管されている可能性があります。別紙1及び別紙2（6ページから10ページ）を参考にして必ず調査を行ってください。

は	い	} → 設問5へ
い	え	
不	明	

※現時点でPCBの使用について明確に判別できなかった場合は、『不明』と回答してください。ただし、下記期限までに処分を委託できるよう、必ず確認を行ってください。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具にはPCBは使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

蛍光灯の安定器

PCBが使用された安定器は、2021年3月31日までに処分を委託しなければなりません。この期間を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

※ 回答は同封の回答用紙に御記入ください。

変圧器・コンデンサーに関する調査票

設問 5 変圧器・コンデンサーのPCB使用の有無について

●事業所に設置または保管されている変圧器やコンデンサーにPCBが使用されている。(複数回答可)

※使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

※1953年(昭和28年)から1993年(平成5年)までに製造された変圧器・コンデンサーには、PCBが使用された可能性がありますので、別紙2(11ページから12ページ)を参考にして必ず調査を行って下さい。

は	い	} → 設問 6 へ
い	え	
不	明	

※現時点でPCBの使用について明確に判別できなかった場合は、『不明』と回答してください。ただし、下記期限までに処分を委託できるように、必ず確認を行ってください。



変圧器



コンデンサー

PCBが使用された変圧器・コンデンサーは、以下の期限までに処分を委託しなければなりません。この期間を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

高濃度PCB：2022年3月31日まで

低濃度PCB：2027年3月31日まで

その他のPCB廃棄物に関する調査票

設問6 その他のPCB廃棄物の有無について

- 事業所にはPCBが使用された感圧複写紙(ノンカーボン紙)やPCBを拭き取ったウェスなど、安定器、変圧器・コンデンサー以外のPCB廃棄物が保管されている。(複数回答可)

は	い	} → 調査は終了です
い	え	
不	明	

※PCBが使用されているか確認できない感圧複写紙については、1972年(昭和47年)11月以前に使用されたものをPCB入りと判定してください。

※現時点でPCBの使用について明確に判別できなかった場合は、『不明』と回答してください。ただし、下記期限までに処分できるよう、必ず確認を行ってください。

PCBが使用された感圧複写紙(ノンカーボン紙)や、PCBを拭き取ったウェス、PCBが付着した金属は、以下の期限までに処分を委託しなければなりません。この期間を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

高濃度PCB：2021年3月31日まで

または2022年3月31日まで*

低濃度PCB：2027年3月31日まで

※どちらの期間が適用されるかについては、愛知県環境部資源循環推進課(052-954-6236)までお問い合わせください。